

神奈川県警察職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の制定について
(平成 13 年 3 月 23 日例規第 22 号 / 神会発第 61 号 / 神監発第 193 号)

改正 平成 14 年 3 月 11 日例規第 9 号神会発第 132 号神監発第 302 号 平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号
各所属長あて 本部長

このたび、別添のとおり神奈川県警察職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱(以下「要綱」という。)を制定し、平成 13 年 4 月 1 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

警察活動を効果的かつ効率的に推進するため、職員の旅費に関する条例(昭和 31 年神奈川県条例第 26 号。以下「条例」という。)第 16 条第 2 項及び第 34 条第 3 項の規定に基づき、神奈川県警察職員(臨時的任用職員及び非常勤職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職のうち警察官の職に再任用された職員を除く。))を除く。以下「職員」という。)が自家用自動車を使用して旅行を行う場合の基準、手続等について必要な事項を定めることとしたものである。

2 要綱の要点

- (1) 職員が公務旅行に使用することができる自家用自動車は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する自動車及び原動機付自転車とした。
- (2) 自家用自動車を旅行に使用することができる地域は、原則として条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する県内旅行としたが、条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者(以下「旅行命令権者」という。)が治安維持上必要と認めた場合は、県外旅行もできることとした。
- (3) 旅行命令権者が、職員に対して自家用自動車を使用して旅行することを命ずることができる場合の使用基準等について規定した。
- (4) 自家用自動車を使用して旅行することのできない職員を規定した。
- (5) 自家用自動車(原動機付自転車を除く。)を使用して旅行することを命じた職員と用務地等が同一である他の職員の旅行がある場合は、当該他の職員の申請に基づき当該車両に同乗して旅行することができることとした。
- (6) 職員は、旅行に使用できる自家用自動車について、あらかじめ所属長に申請し、承認を受けることとした。
- (7) 前(6)の申請を受けた所属長は、承認した自家用自動車について登録台帳に登録し、所属に備え付けることとした。
- (8) 職員は、自家用自動車を使用して旅行した場合は、旅行後速やかにその結果を旅行命令権者に報告しなければならないこととした。

- (9) 承認を得て自家用自動車を使用して旅行した職員が、当該旅行中に交通事故を起こした場合における処理責任、第三者に対する損害賠償等について規定した。

3 運用上の留意事項

(1) 趣旨(第1条関係)

要綱は、条例第16条に基づき、公務旅行において自家用自動車を使用する場合について規定したものであることから、通勤扱いとなる場合については適用されないもので留意すること。

(2) 使用地域の範囲(第2条関係)

自家用自動車を使用することのできる旅行は、原則として条例第2条第1項第3号に規定する神奈川県内旅行とし、県外旅行については、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の鎮圧、被疑者の逮捕等治安維持上やむを得ないと認める場合に限られるので、旅行命令権者は、自家用自動車を使用する県外旅行を安易に承認することのないよう留意すること。

(3) 自家用自動車の使用基準(第3条関係)

ア 「緊急を要する場合」とは、個人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の鎮圧、被疑者の逮捕等治安維持上緊急に現場に出動して処理しなければならない場合のほか、これらの警察活動に付随して緊急に行う必要がある報道対応活動等に当たる場合も含むものとする。

イ 「公務能率の著しい低下を招くと認められる場合」とは、公共交通機関を使用しては効果的かつ効率的な警察活動に支障を来すおそれがある場合のほか、警察活動としての調査活動、視察活動等犯人、関係者又は第三者に当該警察活動を推知されては警察目的達成上支障を来すおそれがある場合を含むものであるが、個々のケースによってそれぞれ事情が異なるので、その目的、内容、能率の低下の度合い等をよく検討し、慎重に判断すること。

ウ 「公共交通機関が運行していない場合」とは、時間的要件のほか、地理的要件も含むものとする。

(4) 自家用自動車の登録の申請及び承認(第6条関係)

ア 所属長は、職員から旅行に使用できる自家用自動車の登録の申請があった場合は、申請書に記載された内容について、自動車検査証その他の関係書類により確認すること。

イ 自家用自動車登録(変更)申請については、神奈川県警察職員車両事故防止要綱の制定について(平成4年4月1日 例規第49号、神企発第1号。以下「車両事故防止要綱」という。)に定める私有車両保有届及び自動車運転免許取得届並びに任意保険の契約内容を確認した上、承認すること。また、所属長は、自家用自動車の登録を承認した職員の自動車免許証並びに当該自動車の自動車検査証、自賠責

保険証明書及び任意保険の証書の有効期限がきたときは、当該職員に關係書類の写しを提出させて更新の状況を確認すること。

なお、任意保険については、保険の自由化に伴い多種多様な特約条項や免責条項があることから、当該自家用自動車を職員が公務に使用して交通事故を起こした場合に保険金が支払われるものであることを確認すること。

(5) 運転報告(第8条関係)

職員が旅行に自家用自動車を使用した場合は、旅費の算定上走行距離を必要とすることから、結果を正確に報告するよう指導を徹底すること。

(6) 交通事故の報告等(第9条、第10条関係)

自家用自動車を使用して旅行(国費旅費対應用務の旅行を含む。)をした職員が、当該旅行中に交通事故の当事者になった場合は、車両事故防止要綱の定めるところにより報告するものとし、その処理については、運転者及び所属長の責任において処理すること。

なお、交通事故発生時の損害賠償については、自動車損害賠償責任保険及び任意保険により対応するものとし、その賠償額がこれらの保険により支払われた額を超えるときは、県がその差額に相当する額を負担することとなっている(国費旅費対應用務の旅行中の交通事故を含む。)ことから、交通事故が発生した場合は、速やかに警察本部長に報告するほか、関係所属と密接に連絡をとり、誤りのない処理を行うこと。

4 事務処理

要綱の実施に必要な事務は、警察署にあっては警務課において、その他の所属にあっては当該所属の庶務を担当する係において処理するものとする。

附 則(平成14年3月11日例規第9号神会発第132号神監発第302号)

附 則(平成31年3月26日例規第4号神務発第366号)